

平成
30
年度

あなたの空き家活用しませんか？

愛川町空き家バンク制度

空き家バンク登録物件は
各種補助制度が利用でき
ます！

空き家取得+改修で
最大50万円補助！
空き家取得+解体で
最大60万円補助！

手続きの詳細やご不明な点については、お気軽にお問い合わせください。

町内にある空き家の情報を、住宅を探している方へ提供することにより、空き家を有効活用し、良好な生活環境の保全や定住促進を図るため、空き家バンク制度を運用しております。

お気軽にお問い合わせください。

空き家バンク登録台帳申請書等は、町ホームページに掲載しています。



©愛川町

利用の流れ

- 登録された物件情報については、町ホームページにてPRいたします。
- 契約等は全て不動産業者が行います。町が契約に介入することはありません。

1. 空き家バンク登録台帳登録申請書及び空き家バンク登録カードに必要事項を記入し、町環境課に提出してください。
2. 町職員等が空き家にお伺いし、現地調査を行います。
3. 所有者のご希望があれば、町が不動産業者を紹介することが可能です。（町が協定を締結している神奈川県宅地建物取引業協会県央支部及び全日本不動産協会神奈川県本部県央支部に「媒介希望業者名簿」を作成いただき、所有者にお渡しします。）
4. 同協会から紹介される不動産業者の中から、ご希望される不動産業者を選んでいただき、媒介契約を締結していただきます。
5. 不動産業者及び町が、物件情報をPRします。
6. 入居希望者が現れ、晴れて交渉成立となりましたら、5つの補助制度をもうけておりますので、条件を満たされる方は是非ご利用ください。（所有者は取得・解体補助は対象外）

※既に不動産業者と媒介契約を締結している場合も登録可能です。

媒介に係る協定締結

町では売買契約等を円滑に進めるため、神奈川県宅地建物取引業協会県央支部及び全日本不動産協会神奈川県本部県央支部と「空き家の媒介に関する協定を」を締結いたしました。

空き家バンクを利用される際には、両協会に不動産業者を紹介いただくことが可能です。

空き家改修費補助制度

空き家バンクに登録された空き家を改修する方に、改修費用の一部を補助します。

【補助対象者】

1. 空き家の所有者
2. 空き家を借りる方

【補助対象住宅】

屋根、外壁、トイレなど生活するために必要な経費であること
※他にも諸条件があります。

【補助金額】

最大20万円

耐震診断費補助制度

昭和56年5月31日以前に建てられた、2階建て以下の在来工法による木造住宅の耐震診断を行う場合、費用の一部を補助します。

【補助対象住宅】

昭和56年5月31日以前に建てられた、2階建て以下の在来工法による木造住宅

※他にも諸条件があります。

【補助金額】

最大4万円

空き家解体費補助制度

空き家バンクに登録された空き家を取得し、建替えをする方に、解体費用の一部を補助します。

【補助対象者】

1. 空き家を取得した方で、空き家の解体後に自ら居住の用に供する住宅を建設する予定の方

※他にも諸条件があります。

【補助金額】

最大30万円

空き家取得費補助制度

空き家バンクに登録された空き家を取得し、愛川町に定住しようとする方などに、取得費用の一部を補助します。

【補助対象者】

1. 購入した空き家に入居し、転入又は転居の届出を行った方。
2. 5年以上定住する見込みである方。

【補助対象住宅】

愛川町空き家バンクに登録された空き家
※他にも諸条件があります。

【補助金額】

最大30万円

耐震工事費補助制度

耐震診断を行い、上部構造の総合評点が1.0未満の住宅に対し、費用の一部を補助します。

【補助対象住宅】

昭和56年5月31日以前に建てられた、2階建て以下の在来工法による木造住宅

※他にも諸条件があります。

【補助金額】

最大50万円